

学童クラブ事業利用申請書

(あて先) () 児童館 ・ 学童保育所 指定管理者・管理者	年 月 日
申請者の住所 〒 -	申請者の氏名 電話 -

学童クラブ事業の利用について、以下のとおり申請します。
 本申請の情報について、業務委託元の京都市及び料金算定を委託する京都市児童館学童連盟に提供することに同意します。

	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	学校名及び学年 ※利用する年度の4月1日時点	利用区分	
					利用する曜日	利用時間
利用を希望する児童	() <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日	小学校 年生	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 平日及び土曜日	<input type="checkbox"/> 午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで
	() <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日	小学校 年生	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 平日及び土曜日	<input type="checkbox"/> 午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで
	() <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他	年 月 日	小学校 年生	<input type="checkbox"/> 平日のみ <input type="checkbox"/> 平日及び土曜日	<input type="checkbox"/> 午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時30分まで
	特に注意すべき身体的状況(障害、アレルギー、その他施設に伝えておくべき内容)					

申請の理由

- 保護者の就労により昼間留守家庭となるため
 その他(具体的な理由:)

減免の申請

- 申請しない
 同時利用のきょうだい児に係る減免を申請する
 同時利用のきょうだい児に係る減免以外の減免を申請する*1 } 複数選択可
- ※1 配慮が必要な世帯等に対する減免があります。減免を受けるためには、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」の提出が必要です。
 ※2 この他、令和3年度の利用世帯のうち、条件を満たすものについては令和5年度に関しても経過措置減免が適用される場合があります。この減免申請を希望される方は、施設に直接お問合せください。

家族の状況に関する調査 ※利用を希望する児童を除く同居する方全員を記載してください。

(ふりがな) 氏 名	利用児童から見た続柄	生年月日	勤務先、学校等の名称等	添付資料 (資料は写しで可)
()		年 月 日	電話 - -	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 保育ができないことが分かる資料
()		年 月 日	電話 - -	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 保育ができないことが分かる資料
()		年 月 日	電話 - -	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 保育ができないことが分かる資料
()		年 月 日	電話 - -	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 保育ができないことが分かる資料

※ きょうだい児が学生の場合や祖母母等が高齢等で就労していない場合については、添付資料の提出は不要です。

【保育ができないことが分かる資料】

- 傷病・障害・妊娠等で保育ができない場合・・・医療機関の診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳
 親族の介護・看護で保育ができない場合・・・介護・看護を受けている人の医療機関の診断書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証